

# 育成就労制度～2027年4月施行に向けて～

## 技能実習制度からの大きな転換点

令和8年2月1日

IST協同組合



当組合顧問 合同会社ICHI 提供

# 外国人材の育成労制度、27年4月から 政府閣議決定



閣議に臨む石破首相ら（26日午前、首相官邸）

技能実習制度は原則として転職を認めておらず、劣悪な労働環境に耐えられず失踪する事例が相次いだ。そのため、育成労は業種ごとに定めた1～2年の制限期間後、本人の意向で転職できるようにする。

日本経済新聞

2025年9月26日 14:50

政府は26日の閣議で、技能実習に代わる外国人材の新制度「育成労」を新設する入管難民法などの改正法を2027年4月1日に施行すると決めた。1993年から続く技能実習制度は廃止する。改正法は2024年6月に成立していた。

育成労は3年間の就労を基本とし、技能水準の高い別の在留資格「特定技能」に移行して長く日本で活躍してもらうことを目指す。

# 技能実習(現行制度)と育成労(新制度)の改正点

	技能実習制度(現行)	育成労制度(改正)
目的	人材確保を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力	人材確保及び人材育成 (特定技能1号水準を目指す育成期間)
在留資格	技能実習	育成労
在留期間	最長5年 (技能実習1号: 1年、同2号: 2年、同3号: 2年)	3年以内 (場合により最大で1年の延長可)
受入れ人数(全体)	総数の上限なし	分野ごとに受入れ見込数(上限数)を設定
受入れ人数枠	あり(優良要件を満たせば2倍に拡大)	あり(要件によって2倍・3倍等に拡大)
監理する団体	監理団体	監理支援機関
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	原則、MOC作成国の送出機関に限定
前職要件	あり	なし
日本語能力	要件なし(介護のみN4以上)	要件あり 就労開始前にA1(N5)相当以上 又は日本語教育機関等における相当の講習受講
技能評価	あり	あり
転籍	原則不可(やむを得ない事由による転籍可)	本人意向・やむを得ない事由による転籍可
特定技能への移行	技能実習2号を良好に修了	・技能検定3級等又は特定技能1号評価試験の合格 ・日本語能力A2(N4)相当又は認定日本語教育機関等における相当の講習受講

※ MOCとは、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受け入れのための協力覚書(Memorandum of Cooperation)を指します。

# 育成就労制度で受け入れができる職種

96職種(168作業)

## 技能実習制度(現行)

- 農業・林業関係(3職種7作業)
- 漁業関係(2職種10作業)
- 建設関係(22職種33作業)
- 食品製造関係(11職種18作業)
- 繊維・衣服関係(13職種22作業)
- 機械・金属関係(17職種34作業)
- その他(21職種38作業)
- 主務大臣が告示で定める職種及び作業  
(2職種4作業)

17分野

## 育成就労制度(改正)

- 介護
- 工業製品製造業
- 造船・船用工業
- 宿泊
- 漁業
- 外食業
- 林業
- リネンサプライ
- 資源循環
- ビルクリーニング
- 建設
- 自動車整備
- 農業
- 飲食料品製造業
- 鉄道
- 木材産業
- 物流倉庫



# 育成就労の受け入れ人数枠（施行規則第19条）

## 技能実習

実習実施者の常勤職員総数から上限を算定。  
監理団体と実習実施者が優良基準に適合すれば2倍とする。

NEW

育成就労実施者の常勤職員総数から上限を算定。

- ① 育成就労実施者が、優良基準に適合すれば、**約2倍**。
- ② 監理支援機関と育成就労実施者が優良基準に適合し、指定区域（非都市部）であれば、**約3倍**。

## 育成就労

常勤職員数	受け入れ人数 (基本)	優良な育成就労実施者 の受け入れ人数	・ 指定区域 ・ 優良な監理支援機関 ・ 優良な育成就労実施者 の受け入れ人数
301人以上	常勤職員の20分の3	常勤職員の10分の3	常勤職員の20分の9
201人以上300人以下	45人	90人	135人
101人以上200人以下	30人	60人	90人
51人以上100人以下	18人	36人	54人
41人以下50人以下	15人	30人	45人
31人以上40人以下	12人	24人	36人
	3人以上30人以下	9人	9人以上30人以下
	2人	6人	8人
	1人	3人	24人
		5人以上30人以下	15人
		4人	12人
		3人	7人
		2人	6人
		1人	19人
		4人	5人
		3人	16人
		2人	4人
		1人	13人
			11人
			8人
			5人



重要!

人数枠には、「やむを得ない事情」による転籍者や育成就労期間を4年に延長した外国人の数は含めない。



2倍



3倍

施行後も「技能実習」を行う外国人がいる場合は、育成就労外国人の数に含める（常勤職員数に含めてはいけない）。

受け入れ人数枠は1年目から3年目までの育成就労外国人の合計に対する上限となる（1～3号の区分が廃止された為）。

# 優良適合者の基準

## 監理支援機関

- (ア)監理型育成労の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況
- (イ)監理支援に係る監理型育成労における技能及び**日本語能力**の修得に係る実績
- (ウ)出入国又は労働に関する法令への違反、監理型育成労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- (エ)監理型育成労外国人からの相談に応じることその他の監理型育成労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況
- (オ)監理型育成労外国人と地域社会との共生に向けた取組状況

## 育成労実施者

- (ア)技能及び**日本語能力**の修得に係る実績
- (イ)育成労を行わせる体制
- (ウ)育成労外国人の待遇
- (エ)出入国又は労働に関する法令への違反、育成労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- (オ)育成労外国人からの相談に応じることその他の育成労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況
- (カ)育成労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

※1 優良な監理支援機関・育成労実施者として**受け入れ人数枠の拡大等**が適用されます。

※2 **優良要件の具体的な基準**については、今後、検討のうえで運用要領等で示される予定です。

# 優良基準における指定区域

「指定区域」	都市部 (「指定区域」以外)	都市部から除外 (「指定区域」に含まれる)
都市部以外 の40道県	埼玉県	秩父市、ときがわ町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
	千葉県	旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町及び鋸南町
	東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、八丈町及び青ヶ島村
	神奈川県	真鶴町
	愛知県	新城市、設楽町、東栄町及び豊根村
	京都府	福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、木津川市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町及び与謝野町
	大阪府	豊能町、能勢町、岬町及び千早赤阪村
	兵庫県	洲本市、豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、多可町、市川町、神河町、佐用町、香美町及び新温泉町

※ 育成就労外国人の受入れ人数に係る基準を含め、育成就労計画の認定は法人単位で行うことから、同一の法人について事業所の住所によって取扱いを異にすることは想定しておらず、**指定区域の規定の適用は育成就労実施者の本店所在地によって判断する**（パブコメ回答）。

# 特定技能制度及び育成労制度の受入れ見込数について(案)

第12回特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針  
に関する有識者会議  
(令和7年12月23日(火)10:00~12:00)



- ★ 特定技能制度で、26年度から3年間、19分野の80万5700人を受け入れる。
- ★ 27年4月に始まる育成労制度では2年間、17分野で最大42万6200人を見込む。

## 令和11年3月までの見込数

:既存分野

:既存分野のうち新たな業務等を追加する分野

:新たに追加する分野

(人)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考 特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※ 1号特定技能外国人及び育成労外国人の受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、それぞれの分野ごとに在留する外国人の上限として運用するもの。

※ 育成労については、令和9年4月(制度開始)からの受入れ。

※ 1号特定技能外国人333,123人、技能実習生449,432人(いずれも令和7年6月末の在留者数)

# 特定技能における受入れ見込み数の見直し及び制度の改善について(令和4年8月30日)



## 全分野での受入れ見込数(上限)の見直し

(人)

	介護	ビルクリーニング	製造	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	全体
令和4年4月末在留者数（実績）	8,484	946	15,034	7,149	2,258	1,050	70	140	9,692	891	25,138	2,660	73,512
現行の受入れ見込数【A】	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000	345,150
令和4年4月末充足率（実績）	14.1%	2.6%	47.8%	17.9%	17.4%	15.0%	3.2%	0.6%	26.6%	9.9%	73.9%	5.0%	21.3%
令和6年3月末在留者数（推計）	41,700	3,000	42,000	24,000	7,300	4,500	500	2,100	32,000	3,500	74,900	8,000	243,500
現行の受入れ見込数に占める充足率（推計）	69.5%	8.1%	133.5%	60.0%	56.2%	64.3%	22.7%	9.5%	87.7%	38.9%	220.3%	15.1%	70.5%
見直し後の受入れ見込数【B】	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500	345,150
見直し後の受入れ見込数に占める充足率（推計）	81.9%	15.0%	84.4%	70.6%	66.4%	69.2%	38.5%	18.8%	87.7%	55.6%	85.9%	26.2%	70.5%
調整数【B - A】	▲9,100	▲17,000	18,300	▲6,000	▲2,000	▲500	▲900	▲10,800	0	▲2,700	53,200	▲22,500	0

※飲食料品製造業分野は令和4年8月に、製造業分野は令和5年度中頃（10月頃）に1号特定技能外国人数が受入れ見込数（上限）を超過する見込み。

# 育成労実施者の要件等

項目	技能実習制度(現行)	育成労制度(改正)	備考
離職者要件	なし	非自発的離職者を出していないこと	過去1年以内に、申請に係る育成労外国人に従事させる業務と同種の業務に従事していた労働者を離職させていいないこと
必置の役職者	技能実習責任者	育成労責任者 (常勤役職員)	育成労指導員、生活相談員その他の育成労に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年内に育成労責任者に対する講習を修了した者
	技能実習指導員	育成労指導員 (常勤役職員)	該当技能について5年以上の経験を有し、過去3年内に育成労指導員に対する講習を修了した者を1名以上選任
	生活指導員	生活相談員 (常勤役職員)	過去3年内に告示で定める講習を修了した者を1名以上選任
業務内容	必須業務：2分の1以上 関連業務：2分の1以下 周辺業務：3分の1以下	必須業務：3分の1以上 安全衛生業務：10分の1以上	
認定計画の提出回数	技能実習1号 → 1回 技能実習2号 → 1回 技能実習3号 → 1回 計3回	受入開始時のみ (1回) ※転籍がない場合	育成労外国人ごとに作成する「育成労計画」について、外国人育成労機構による認定を受ける。
協議会への加入	なし	従事する業務の属する育成労分野の分野別協議会への加入が必要	法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合、分野別協議会への加入に代わる措置を講じているときは、この限りでない。 (建設、工業製品製造業)

パブコメ (165)	Q	育成労責任者だけでなく、生活相談員や育成労指導員にまで3年毎の講習の受講を強いるのはやりすぎと感じる。講習の受講費用も負担になるため、間隔はもっと空けてほしい。現行の技能実習の責任者講習でさえ講習に1万円発生している。それが倍以上になるのは小規模な事業者には大きな負担。もし実施するのであれば、内容が重複する講習を受講している場合は重複部分の受講を免除するなどの柔軟対応を検討すべき。
	A	御指摘も踏まえ、御指摘の「講習」の在り方については検討してまいります。

# 育成労計画の認定申請手続き



## 1. 育成労計画の記載事項

- ① 育成労実施者届出番号
- ② 申請者の業種
- ③ 法人にあっては、その役員の役職名及び法人番号
- ④ 申請者が加入している分野別協議会の名称(分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容)
- ⑤ 育成労責任者の役職名
- ⑥ 育成労指導員及び生活相談員の氏名及び役職名
- ⑦ 育成労の対象となろうとする外国人の生年月日及び性別
- ⑧ 育成労の対象となろうとする外国人に対する報酬の月額
- ⑨ 監理型育成労に係るものである場合は、次の事項
  - ・監理支援機関の許可番号、監理支援責任者の氏名、当該監理支援責任者を設置する事業所の名称及び所在地並びに育成労計画の作成に関する指導を担当する者の氏名
  - ・取次送出機関がある場合にあっては、当該取次送出機関の氏名又は名称

## 2. 育成労計画の添付書類

- ① 申請者の概要書
- ② 申請者が法人の場合にあっては申請者の登記事項証明書、直近の2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書及びその役員の住民票の写し、法人でない場合にあっては申請者の住民票の写しなど
- ③ 育成労の対象となろうとする外国人の健康状態が良好であることを証する書類
- ④ 納税額に関する証明書
- ⑤ 社会保険の保険料の納付状況を証する文書

# 育成就労外国人の入国から就労イメージ

## 育成就労制度

<育成就労制度の最終目標>

特定技能1号水準の技能・日本語能力を身につけること

## 特定技能制度

連続性を持たせた密接なつながり

- 就労開始前までに日本語A1相当合格  
又は
- 日本語教育機関等における相当の講習

外国人本人意向による転籍OK

- 同一機関で1年以上就労(分野により1~2年)
- 技能検定基礎級等+N5以上の合格
- 同一業務区分内のみ

3年(原則)

育成就労  
(1年目)

育成就労  
(2年目)

育成就労  
(3年目)

育成就労実施者は、育成就労外国人が**A2目標講習を受講できる必要な措置を講じる義務**がある(3年間で100時間以上)。  
(例)講習費用、試験受験費用など

技能検定基礎級の受検必須

○**不合格でも就労継続は可。**  
→ 合否は、監理支援機関・育成就労実施者の優良要件等に影響。

- 特定技能2号評価試験等の合格
- 日本語B1(N3)以上の合格

○技能評価試験不合格の場合かつ特定技能2号への移行希望がある場合には、最長1年に限り同一の事業所での就労可。

5年

特定技能  
1号

制限なし

特定技能  
2号

最長1年延長可

最長1年延長可

- 技能検定3級等の合格
- 日本語A2(N4)以上の合格

○技能評価試験不合格の場合かつ特定技能1号への移行希望がある場合には、最長1年に限り同一の事業所での就労可。

# 育成労における転籍者(外国人)及び転籍先企業等の要件

育成労における転籍は、「やむを得ない事由」と「本人意向による転籍」の2つ。

No.	要 件	適 用	
		育成労 外国人	育成労 実施者 (転籍先)
①	同一の事業所で1年以上の就労	○	—
②	技能検定・評価試験基礎級の合格かつ日本語能力A1（N5）以上	○	—
③	転籍の斡旋において民間の職業紹介事業者が介入していないこと	○	○
④	業務に要する技能・技能の属する育成労産業分野が同一であること	○	○
⑤	育成労実施者（転籍先）が優良要件に適合していること	—	○
⑥	育成労実施者（転籍先）の在籍育成労外国人に占める転籍者数が3分の1以内であること	—	○

※ 新制度施行後に経過措置で技能実習を行う技能実習生や、育成労を4年目に延長した外国人には適用されません。

## 【基本ルール】

在籍する育成労外国人のうち、転籍者が占める割合は1／6以下でなければならぬ。



転籍者の上限数

## 【地方の受け入れ機関の転籍ルール】

地方の受け入れ機関が受け入れができる転籍者は、在籍する育成労外国人全体の1／3以下とする。

※大都市圏等から大都市圏等に移動する場合も同様



地方の受け入れ機関の転籍者上限数

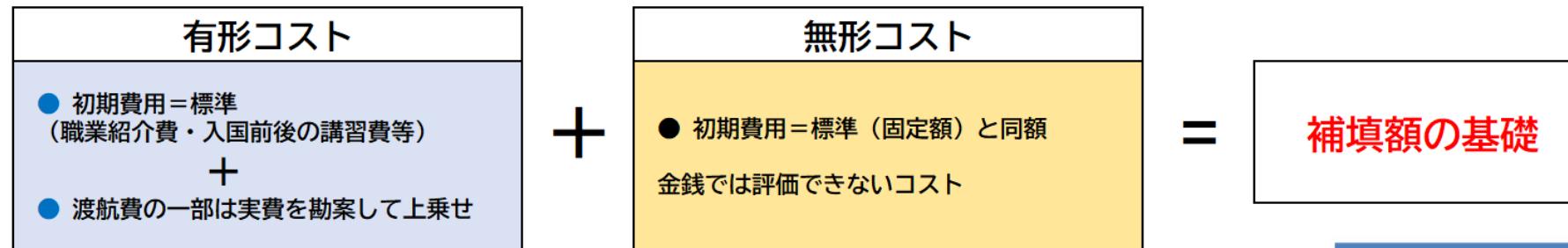
## 大都市圏 【本資料9ページを参照】

※ 改正法附則第24条により、「政府は、…育成労外国人…が地方から大都市圏に流出すること等により大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようするために必要な措置を講ずるものとする。」とされていることから、育成労制度における地方配慮施策の対象となる地域以外の地域を「大都市圏等」として定める。

# 初期費用補填(転籍先の費用負担)①

## 【補填額の考え方】

- ① 有形コストとして初期費用である職業紹介費、入国前後の講習費等を含んだ標準(固定)額を設定。ただし、公平のため、来日渡航費等の一部は実費を勘案して標準額への上乗せ可とする。
- ② 金銭で評価できない無形コストは、有形コストとしての初期費用の標準額と同額とみなす。
- ③ これらに按分率を乗じて得た額とする。なお、初期費用の標準額について、令和4年度の事業報告書を前提とした初期費用として算入すべき金額は約40万円であった。今後、より直近の事業報告書を勘案して補填額の対象となる金額を算定の上、告示で定める予定。



育成労外国人の取次ぎ及び育成に係る費用として法務大臣及び厚生労働大臣が定める額に、右記の按分率を乗じて得た額を転籍元の育成労実施者に支払うこととしていること。

直近の育成労実施者が当該育成労外国人を対象として育成労を行わせた期間	按分率
1年6月末満	6分の5
1年6月以上2年未満	3分の2
2年以上2年6月末満	2分の1
2年6月以上	4分の1

パブコメ (267)	Q	転籍に伴う転籍先から転籍元に対して支払う補填費用や地方からの転籍を防ぐ仕組みについてはいつ頃公表されるのか?また、パブリックコメントはあるのか?
	A	本人意向の転籍に当たり、転籍先となる育成労実施者が転籍元となる育成労実施者に一定の金額を支払うこととしていることは、本省令において規定していますが、御指摘の「補填費用」の具体的な金額については、告示で定めることとしており、令和8年以降にパブリックコメントを行った上で、公布を予定しています。また、改正法附則第24条第1項の「政府は、…育成労制度…の運用に当たっては、人材が不足している地域において必要とされる人材が確保され、もって地域経済の活性化に資するよう、育成労外国人…が地方から大都市圏に流出すること等により大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することならないようにするために必要な措置を講ずるものとする」という規定を踏まえた措置については、本省令において規定しております。

## 初期費用補填(転籍先の費用負担)②

入国	本人意向による転籍 (不可)	1年	1年6か月	2年	2年6か月	初期費用等補填割合 (B社負担)	
		1年目	2年目	3年目			
転籍制限期間	A社 (育成労)			B社 (育成労)			
	A社 (育成労)			B社 (育成労)			
	A社 (育成労)			B社 (育成労)			
	A社 (育成労)			B社 (育成労)			

6分の5

3分の2

2分の1

4分の1

有形コスト+無形コスト×按分率  
 $(40\text{万円}+0\text{円}) \times 5/6 \div 33\text{万円}$

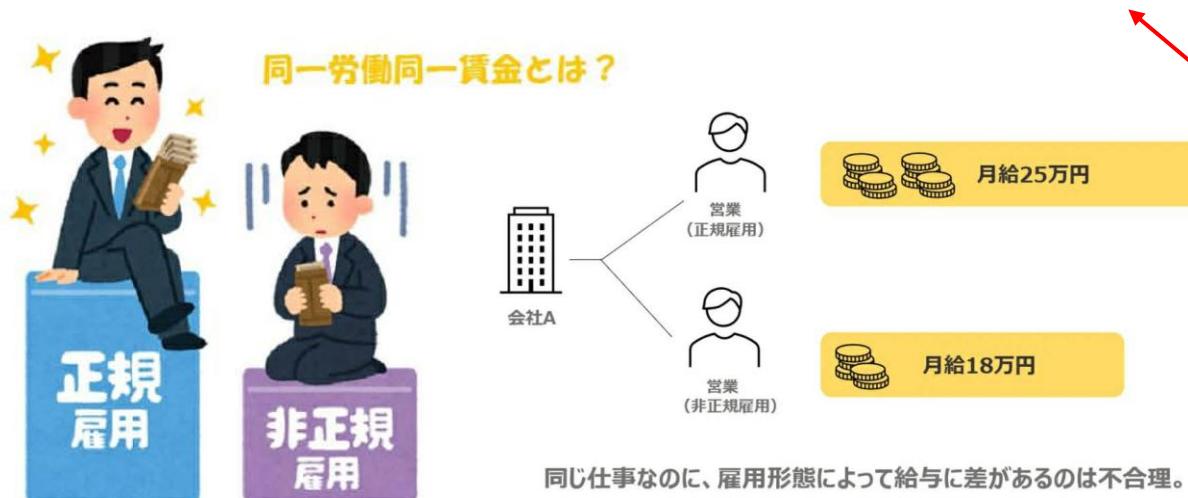
有形コスト+無形コスト×按分率  
 $(40\text{万円}+0\text{円}) \times 2/3 \div 26\text{万円}$

有形コスト+無形コスト×按分率  
 $(40\text{万円}+0\text{円}) \times 1/2 \div 20\text{万円}$

有形コスト+無形コスト×按分率  
 $(40\text{万円}+0\text{円}) \times 1/4 \div 10\text{万円}$

# 同一労働同一賃金

転籍してきた育成就労外国人と同じ期間、在籍している育成就労外国人の賃金も…



## 働き方改革関連法の主な項目

項目	施行日		根拠法
	大企業	中小	
1 時間外労働の上限規制	2019.4	2020.4	労働基準法
2 年次有給休暇の年5日取得義務	2019.4	2019.4	労働基準法
3 長時間労働者の医師面接指導の見直し	2019.4	2019.4	労働安全衛生法
4 労働時間の状況の把握の実効性確保	2019.4	2019.4	労働安全衛生法
5 月60時間超の時間外労働の割増率引上げ	—	2023.4	労働基準法
6 限度基準適用除外見直し	2024.4	2024.4	労働基準法
7 勤務間インターバル(努力義務)	2019.4	2019.4	労働時間等設定改善法
8 同一労働同一賃金 (雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保)	2020.4	2021.4	労働契約法 パート・有期法 労働者派遣法

# 送出機関の要件

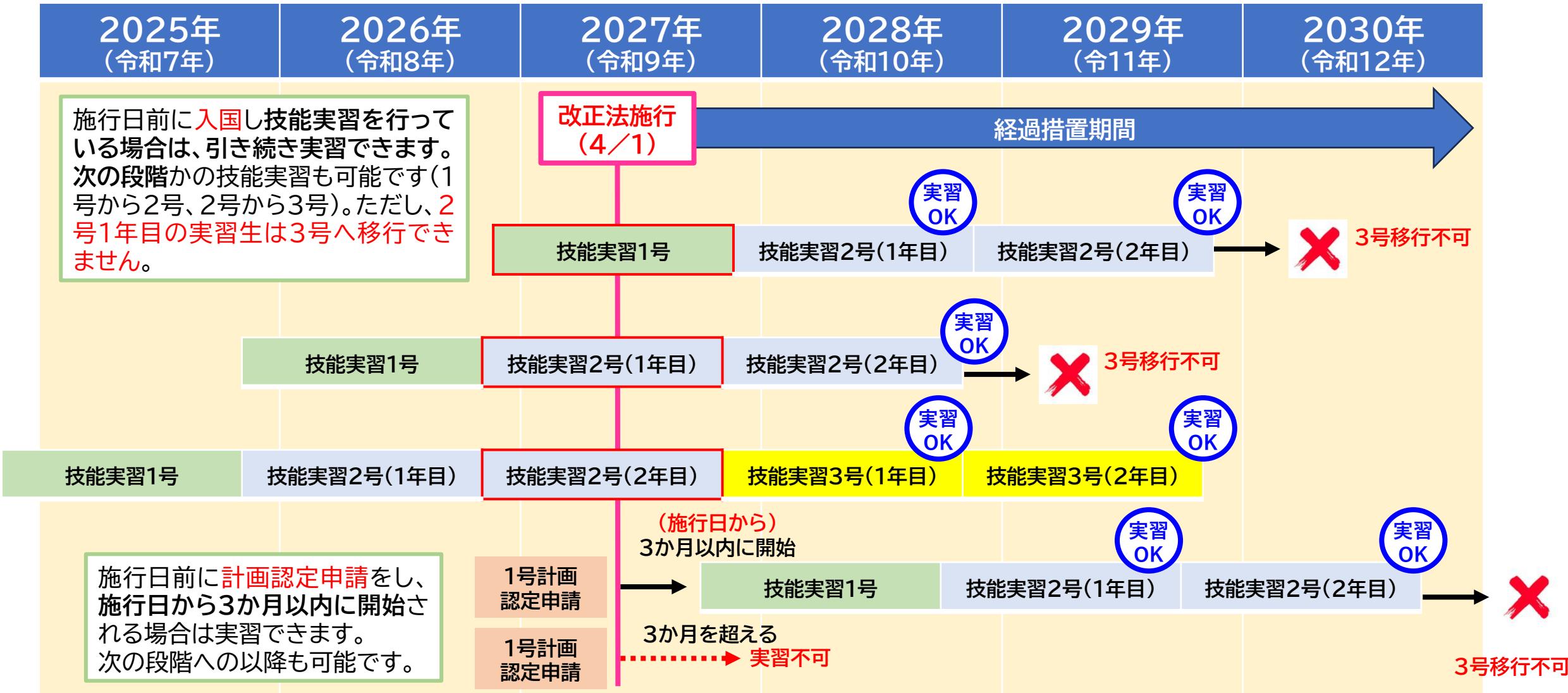
送出機関の 主な要件	<ul style="list-style-type: none"><li>○所在する国又は地域の公的機関から監理型育成労の申込みを適切に日本の監理支援機関に取り次ぐことができるものとして<b>推薦</b>を受けていること。</li><li>○取り次ぐ外国人について<b>素行が善良</b>であることを確認していること。</li><li>○外国人及び監理支援機関から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて<b>インター ネット</b>その他の適切な方法で<b>公表</b>するとともに、<b>費用</b>について外国人及び監理支援機関に対して明示し、十分に理解させること。</li><li>○育成労を終了した者による修得した技能の国内外における活用状況等について機構等が行う調査に協力し、機構等からの育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する要請に応じること。</li><li>○送出機関又はその役員が拘禁刑以上の刑に処せられた日から5年を経過しない者でないこと。</li><li>○送出機関又はその役員が過去5年以内に次の行為をしていないこと。（育成労に関連する保証金・財産管理・契約不履行の違約金を定める契約等、人権侵害行為など）</li><li>○育成労実施者や監理支援機関等に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与もしくは供應接待をし、又は社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の<b>利益の供与</b>もしくは<b>供應接待</b>の申込みもしくは約束をする行為をしていないこと。</li></ul>
外国人が支払う 費用の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>○<b>外国人が送出機関に支払った費用の額</b>が、育成労外国人の保護の観点から適正（=<b>育成労計画に記載された報酬の月額の2倍</b>を超えない）であること。</li></ul>

パブコメ (227)	Q	外国人が送出機関に支払った費用が「育成労計画に記載された報酬の月額に2を乗じて得た額を超えないこと」について <b>超えた分の費用</b> をだれが負担するのかなど費用の取り扱い等について明記すべき。
	A	<b>御指摘の「超えた分の費用」については、育成労実施者、監理支援機関及び送出機関</b> で適切に分担していただくことを想定しており、今後、運用要領等においてお示ししてまいります

# 今後の予測スケジュール

		2026年(令和8年)												2027年(令和9年)					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
技能実習	技能実習生面接																		
	技能実習認定申請																		
	技能実習COE交付申請																		
	技能実習生入国																		
育成労	育成労外国人面接																		
	育成労認定申請																		
	育成労制度施行																		
	育成労COE交付申請																		
	育成労外国人入国																		

# 技能実習に関する経過措置のイメージ



# 高市早苗氏を第104代首相に選出 日本の憲政史上初の女性総理大臣に

FNNプライムオンライン

2025年10月21日 火曜 午後1:47



国会では21日午後、石破内閣の総辞職を受けて内閣総理大臣指名選挙が行われ、衆議院本会議で自民党の高市早苗総裁が、第104代総理大臣に選出された。

投票では、自民党、連立政権樹立に合意した日本維新の会に加え、少数会派の一部が高市氏に投票し、過半数を制した。日本の憲政史上、女性が首相を務めるのは初となる。



## 出入国・在留管理

- 国籍や永住資格の取得要件の厳格化
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の資格外就労対策の強化
- 社会保険料や医療費の未納情報などを在留資格や入国審査に活用

## 土地取得

- 外国人の不動産所有情報のデータベース化
- 不動産登記時に所有者の国籍の把握

## 教育

- 博士課程の留学生の生活費支援見直し
- 日本語指導に取り組む自治体への支援など

東京新聞

#高市政権 #衆院選 総合

高市内閣が外国人政策を取りまとめ 永住権や国籍の取得要件厳格化、衆議院解散日に示して保守層にアピール

2026年1月24日 06時00分

有料会員限定記事

政府は23日、外国人政策の関係閣僚会議を開き、永住や日本国籍取得の要件厳格化のほか、税や社会保険料の未納防止策の強化、土地取得ルール策定の検討などを盛り込んだ「総合的対応策」を取りまとめた。

# 保険料滞納の外国人に「在留資格更新認めない」方針 2027年6月から

国民健康保険の保険料を滞納する外国人への対応として、政府は2027年6月から、未納の場合は原則として在留資格の変更や更新を認めない仕組みを導入する方針です。上野厚労相は4日、「社会保障制度の適正利用等を推進することが必要」として、出入国在留管理庁と連携し、収納状況を在留審査に反映させる仕組みについて、再来年からの運用開始に向け準備していると述べました。厚労省によりますと、去年12月末時点の調査で、外国人の保険料の収納率は63%だったということです。



0テレNEWS NNN

11/4(火) 18:29 配信

# 外国人永住手数料を大幅引き上げへ 上限30万円検討 受け入れ環境整備などに充てる方針



All Nippon NewsNetwork(ANN)

高市総理大臣肝煎り(きもいり)の外国人政策を巡り、政府は外国人の永住許可の申請や在留資格の変更にかかる手数料を大幅に引き上げる方向で検討に入りました。

現行の制度では、永住許可の申請には1万円の手数料がかかります。日本の手数料は欧米諸国と比べて割安となっていて、政府はこの上限を30万円に引き上げる案を検討しています。

また、資格の変更や更新にかかる手数料については、今の6000円から引き上げ10万円を上限とする案なども出ています。

引き上げに伴う增收分は、外国人の受け入れ環境の整備や不法滞在者の強制送還などの財源に充てる予定です。

(「グッド！モーニング」2025年11月29日放送分より)

## テレ朝NEWS

11/29(土) 10:41 配信

## 自民党

2026年1月16日

お知らせ 「自由民主」先出し 外国人 経済 観光

外国人の手数料を大幅引き上げ  
令和8年度 外国人対策を加速化

X ポスト f シェア LINEで送る

### 外国人関連手数料等の引き上げ

名目	国際観光旅客税	査証(ビザ)手数料	在留関係手数料
変更点	出国1回あたり税率: 1,000円→3,000円  ★上記の国際観光旅客税を 邦人保護経費へ充当に伴い、 日本人の旅券手数料引き下げ 10年旅券(パスポート): 16,000円→9,000円	VISA  1次査証: 3,000円→15,000円	更新・変更: 6,000円→40,000円 (在留期間により変動)
	令和8年(初年度)予算: 令和7年当初比+810億円	令和8年(初年度)予算: 令和7年当初比+1,161億円	令和8年(初年度)予算: 令和7年当初比+444億円

令和8年(初年度)予算 関連予算増額:  
令和7年当初比+1,320億円程度 ↗

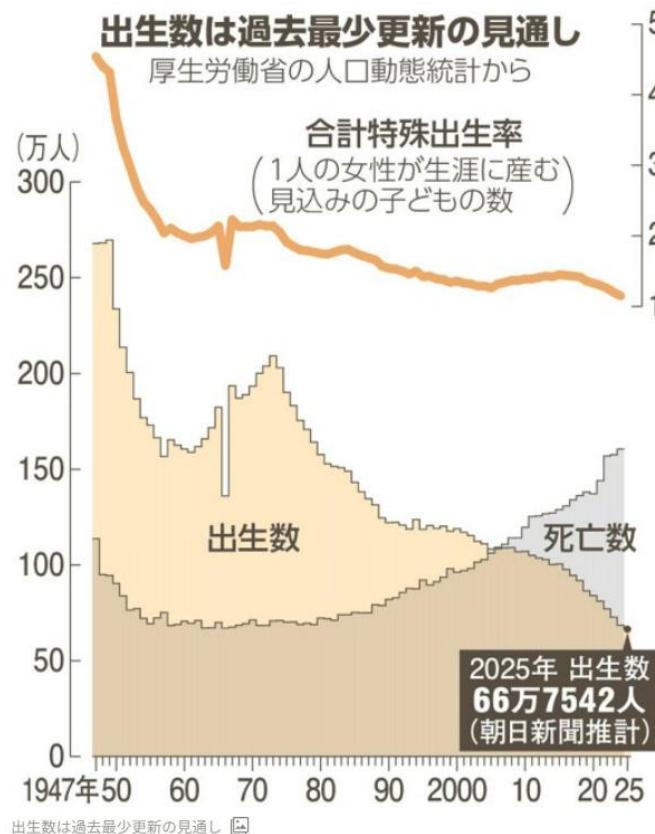
引き上げられた外国人関連手数料等の名目とその変更点



# 今年の出生数66万8千人程度、過去最少更新 朝日新聞推計

## 朝日新聞

2025年12月23日 15時20分



出生数

2025年に国内で生まれた日本人の子どもは66万8千人程度であることが23日、朝日新聞の推計でわかった。統計のある1899年以降、過去最少で、10年連続で過去最少を更新する見通しだ。

25年1年間の出生数は66万7542人程度となった。24年の出生数(確定数)は68万6173人だった。

国立社会保障・人口問題研究所が20年の国勢調査に基づいて23年に公表した将来推計人口(中位推計)によると、25年の出生数は74万9千人と見込んでいたが、これより大幅に下ぶれする。今回の推計に近い66万6千人になるのは、41年としていた。

子供の数

2025/5/4(日) 17:24

**YAHOO!**  
JAPAN ニュース

44年連続の減少で子供の数は1366万人に…「こどもの日」関連最新情報(2025年公開版)



日本の子供(14歳以下)の人口は2025年4月1日時点で1366万人であることが明らかにされた。これは去年の同時期と比べ35万人の減少で、1982年から44年連続の減少。子供の総人口に占める比率は11.1%で前年比マイナス0.2%ポイント。また、統計記録のある1950年分以降では、過去最低値を示している。

# 高校卒就職希望者数の長期的な減少

朝日新聞  
DIGITAL

2023年9月26日 5時00分

## 高校新卒が減った分を実習生が補っている

2000年

高校新卒(地元の中小・零細企業が期待) 24万人

2015年

19万人



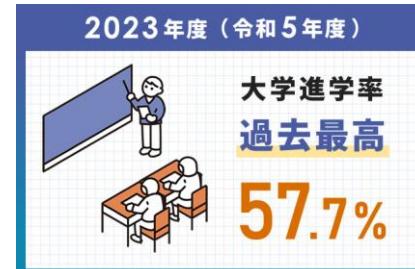
実習生の出身国に進出  
現地生産を開始

作業マニュアルの整備  
生産効率の向上

受け入れをきっかけに…

借金問題  
仲介・あっせん業者への手数料  
転籍制限問題  
原則として職場を移れない

高齢化  
少子化



人手不足

大学の“2026年問題”進学者数減少で経営に影響か 専門家「50～100校募集停止も」生き残りをかけた「奇策」を取材

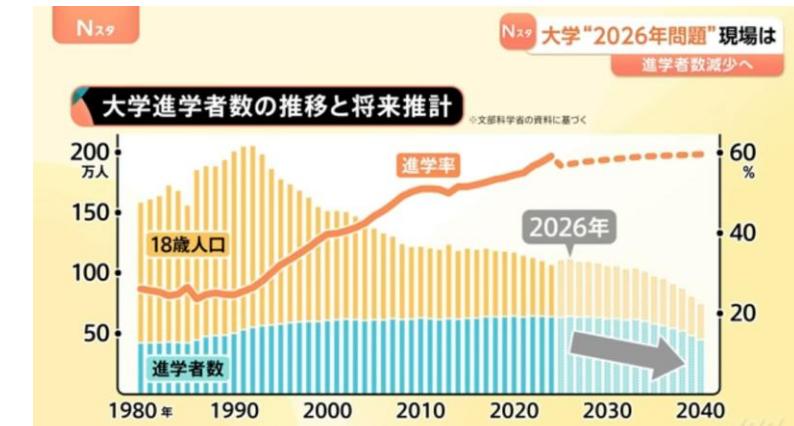
1/4(日) 16:54 配信 149



TBS NEWS DIG



大学の2026年問題



# 外国人労働者13年連続増加、2025年は過去最多の257万人…人手不足で企業が積極採用



讀賣新聞

1/30(金) 14:00 配信

オンライン

厚生労働省は30日、昨年10月末時点の国内で働く外国人労働者が、過去最多の257万1037人(前年同期比26万8450人増)に達したと発表した。人手不足を背景に、企業が積極的に外国人労働者を採用していることが要因とみられ、最多更新は13年連続となった。

発表によると、国籍別ではベトナムが60万5906人と最多で、全体の23.6%を占めた。次いで、中国が43万1949人(16.8%)、フィリピンが26万869人(10.1%)などと続いた。

在留資格別でみると、一定の専門性や技能のある「特定技能」を含む「専門的・技術的分野の在留資格」が最も多い、86万5588人。永住者などの「身分に基づく在留資格」が64万5590人、技術指導を目的とした「技能実習」が49万9394人などとなった。

外国人を雇用する事業所数も過去最多の37万1215か所に上った。規模別では、従業員30人未満の小規模事業所が約6割を占め、1事業所あたりの外国人労働者の雇用人数は平均6.9人だった。

# 外国人採用と企業成長の関連性

外国人採用

【2025年版】1万人データで解明！外国人採用と企業成長の相関を徹底分析

2025年8月17日 / 2025年10月27日

## 10225年版 データで解明！ 外国人採用と企業成長の相関を徹底分析

A dark blue background with white text. On the left, there's a magnifying glass icon over a bar chart. In the center, there's a bar chart with an upward-trending line above it, and a silhouette of a person to the right. At the bottom, there are social media sharing icons for Facebook, LinkedIn, and others.

宅建FPが教える 資産形成×ライフデザインの実践メソッド

## この記事の要点・結論

本記事では、1万社の匿名化された人事・財務データを用いて、外国人採用比率と企業成長の関連性を分析しました。統計分析の結果、**外国人採用比率の上昇は、売上成長率、労働生産性、そして従業員の定着率と正の相関関係にある**ことが示唆されました。しかし、これは単純な因果関係を意味するものではありません。本稿では、相関の背景にある要因を深掘りし、業種や企業規模による違い、そしてデータ分析の限界点までを包括的に解説します。経営者や人事責任者がデータに基づいた意思決定を行うための、実践的な洞察を提供することを目指します。

## まとめ

本稿では、1万社のデータ分析に基づき、外国人採用比率と企業成長の間に**ポジティブな相関関係**が存在する可能性を明らかにしました。特に、**従業員の定着率**との関連が強いこと、そしてその効果は**飲食・宿泊業**などで顕著であることが示されました。

しかし、最も重要な示唆は、「ただ採用すれば成長する」という単純な話ではない、ということです。データが示すのは、適切な受け入れ体制、事業戦略との連動、そしてデータに基づいた改善サイクルがあって初めて、多様性が企業の力になるという事実です。本記事が、貴社の持続的な成長に向けた、データドリブンな人事戦略の一助となれば幸いです。